

議案第69号

朝来市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について  
朝来市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年11月26日提出

朝来市長 多次 勝 昭

提案理由要旨

人事院勧告に準じて、期末手当の支給割合の改正を行うため、所要の条例整備をしようとするものです。

## 朝来市条例第 号

朝来市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(朝来市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 朝来市職員の給与に関する条例（平成17年朝来市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 朝来市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(朝来市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 朝来市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年朝来市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 朝来市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(朝来市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 朝来市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年朝来市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第6条 朝来市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

## 議案第 69 号資料

### 朝来市職員の給与に関する条例新旧対照表（第 1 条関係）

現 行	改 正 案
<p>(期末手当) 第27条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の130</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 (2) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当) 第27条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 (2) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>

### 朝来市職員の給与に関する条例新旧対照表（第 2 条関係）

現 行	改 正 案
<p>(期末手当) 第27条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 (2) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当) 第27条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 (2) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>

朝来市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

現 行	改 正 案
<p>(給与条例の適用除外) 第9条(略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第25条の2第1項、第26条及び第27条第2項の規定の適用については、給与条例第25条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び朝来市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年朝来市条例第48号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第26条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第27条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。 3、4(略)</p>	<p>(給与条例の適用除外) 第9条(略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第25条の2第1項、第26条及び第27条第2項の規定の適用については、給与条例第25条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び朝来市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年朝来市条例第48号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第26条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第27条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。 3、4(略)</p>

朝来市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第4条関係）

現 行	改 正 案
<p>(給与条例の適用除外) 第9条(略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第25条の2第1項、第26条及び第27条第2項の規定の適用については、給与条例第25条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び朝来市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年朝来市条例第48号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第26条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第27条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。 3、4(略)</p>	<p>(給与条例の適用除外) 第9条(略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第25条の2第1項、第26条及び第27条第2項の規定の適用については、給与条例第25条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び朝来市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年朝来市条例第48号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第26条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第27条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。 3、4(略)</p>

朝来市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第5条関係）

現 行	改 正 案
<p>（令和4年3月31日までの間における期末手当に関する特例）</p> <p>2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における第14条第1項及び第24条第1項において準用する給与条例第27条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「100分の76.5」とする。</p>	<p>（令和4年3月31日までの間における期末手当に関する特例）</p> <p>2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における第14条第1項及び第24条第1項において準用する給与条例第27条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「100分の76.5」とする。</p>

朝来市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第6条関係）

現 行	改 正 案
<p>3 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における第14条第1項及び第24条第1項において準用する給与条例第27条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「100分の103」とする。</p>	<p>3 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における第14条第1項及び第24条第1項において準用する給与条例第27条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「100分の103」とする。</p>

## ●人事院による本年の給与勧告のポイント

### ■10月7日勧告分

ボーナスを引下げ（△0.05月分）、民間の支給状況等を踏まえ期末手当に反映

#### 1 民間給与との比較

約12,000民間事業所を対象に調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査を実地によらない方法で先行実施（完了率80.3%）

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合4.46月（公務の支給月数4.50月）

#### 2 給与改定の内容と考え方

〈ボーナス〉 民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分

[実施時期] 法律の公布日

### ■10月28日勧告分

民間給与との較差（△0.04%）が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない

#### 1 民間給与との比較

約12,000民間事業所、約43万人の個人別給与を実地調査（完了率80.2%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差△164円 △0.04%

#### 2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉 民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

●期末手当及び勤勉手当に係る支給割合早見表

★令和2年度（第1条、第3条及び第5条）

支給区分 手当区分		改正前			改正後		
		6月	12月	計	6月	12月	計
再任用 職員以外 の職員	期末 手当	1.30月	<u>1.30月</u>	<u>2.60月</u>	1.30月	<u>1.25月</u>	<u>2.55月</u>
	勤勉 手当	0.95月	0.95月	1.90月	0.95月	0.95月	1.90月
	計	2.25月	<u>2.25月</u>	<u>4.50月</u>	2.25月	<u>2.20月</u>	<u>4.45月</u>
特定任 期付職 員	期末 手当	1.70月	<u>1.70月</u>	<u>3.40月</u>	1.70月	<u>1.65月</u>	<u>3.35月</u>

★令和3年度（第2条、第4条及び第6条）

支給区分 手当区分		改正前			改正後		
		6月	12月	計	6月	12月	計
再任用 職員以外 の職員	期末 手当	<u>1.30月</u>	<u>1.25月</u>	2.55月	<u>1.275月</u>	<u>1.275月</u>	2.55月
	勤勉 手当	0.95月	0.95月	1.90月	0.95月	0.95月	1.90月
	計	<u>2.25月</u>	<u>2.20月</u>	4.45月	<u>2.225月</u>	<u>2.225月</u>	4.45月
特定任 期付職 員	期末 手当	<u>1.70月</u>	<u>1.65月</u>	3.35月	<u>1.675月</u>	<u>1.675月</u>	3.35月